

建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	中高層住宅地区（古江台3丁目（1））
		地区の面積	約0.6ha
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 診療所 (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の4に定める公益上必要な建築物 (6) 集会所 (7) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の3に定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (8) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5に定めるものを除く。）
		建築物の容積率の最高限度	住宅の用途に供する部分は、15/10とする。
		建築物等の高さの最高限度	25m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	(1) 建築物等の形態又は色彩その他意匠については、周辺のまちなみとの調和を図るものとし、敷地については、緑化に努めなければならない。 (2) 屋外広告物を設置するときは、周囲の環境と調和するよう、設置場所、大きさ、色彩等に配慮しなければならない。
	垣又は柵の構造の制限	道路に面する垣又は柵で建築物に附属するものは、ネットフェンス、鉄柵等の視界を遮らないもの又は生け垣でなければならない。	
(備考) (建築物の容積率の最高限度における特例) 次の各号のいずれかに該当する建築物については、地区整備計画に定める建築物の容積率の最高限度を適用しない。 (1) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）第2条に規定する区分所有権の目的たる建築物の建替えを行う場合。 (2) 災害復興など、やむを得ない場合。 (公益上必要な建築物等の特例) 市長が、公益上必要な建築物等で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの等については、建築物等に関する事項（建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を除く。）の全部又は一部は、適用しない。			

「区域は計画図表示のとおり」